

NPT再検討会議の現状と課題—核軍縮を中心に—

2026年(令和8年)7月18日(土)

核フォーラム(オンライン)

山田寿則(明治大学、公益財団法人政治経済研究所)

第11回NPT再検討会議

- 会期：2026年4月27日～5月22日
 - 議長：ドー・フン・ヴィエツト大使(ベトナム)
- 参加者
 - 国：142カ国
 - 国際機関：国連、IAEA、OPANAL、EU、ICRC、アラブ連盟、NATO、OPCW、OAS、OSCE、CTBTO準備委、UNIDIR
 - NGO：154団体
- P5/N5による国別報告書の提出（日本も提出）
- 作業文書（WP）：71本（日本は単独2本、共同で12本）
- 成果文書案
 - Zero draft outcome document
 - ① NPT/CONF.2026/CRP.2, 6 May 2026.
 - Draft outcome document
 - ② NPT/CONF.2026/CRP.2/Rev.1, 13 May 2026.
 - ③ NPT/CONF.2026/CRP.2/Rev.2, 17 May 2026.
 - Implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons for its Twelfth Review Cycle
 - ④ NPT/CONF.2026/CRP.2/Rev.3, 21 May 2026.
 - ⑤ NPT/CONF.2026/CRP.2/Rev.4 [NPT/CONF.2026/CRP.4, 21 May 2026] → コンセンサスが得られていないとして議長は採択のため提出せず
- 次期サイクルの決定
 - 第1回準備委：2028年7月10日(月)～21日(金)、ウィーン
 - 第2回準備委：2029年、ジュネーブ
 - 第3回準備委：2030年、ニューヨーク
 - 第12回再検討会議：2031年、ニューヨーク

NPTの基本的性格：核軍縮か核不拡散か？

“i. That the Treaty is the cornerstone of global nuclear disarmament, the nuclear nonproliferation regime, a key instrument for promoting the peaceful uses of nuclear energy, and integral to international peace, security and development,” (NPT/CONF.2026/CRP.4)

「i. この条約は世界の核軍縮の礎石であり、核不拡散体制であり、原子力の平和利用を促進する重要な手段であり、並びに国際的な平和・安全保障・発展に不可欠なものである」

米：「これは核不拡散条約であって、核軍縮条約ではない」(閉会会合)

露：NPTは核軍縮体制ではないとの認識を示す(5/18, 第12回会合)

中：NPTは、国際的核不拡散と核軍縮の礎石(閉会会合)

日：NPTは、世界の核軍縮と不拡散体制の礎石(閉会会合)

過去の合意の再確認

“v. That the commitments from past Review Conferences, including those contained in the decisions and resolutions of the 1995 Review and Extension Conference, the outcome document of the 2000 Review Conference and the conclusions and recommendations for follow-on actions agreed by the 2010 Review Conference remain valid, ” (NPT/CONF.2026/CRP.4)

「v. 1995年の再検討・延長会議の決定および決議、2000年の再検討会議の成果文書及び2010年の再検討会議で合意されたフォローアップ行動についての結論と勧告はに含まれているものを含む、過去の再検討会議からのコミットメントは、依然として有効である」

米：過去のすべてのコミットメントを受け入れることはできない(新STARTは失効している)(第12回PM)

露：コミットメントの「再確認」から、「想起」への変更を提案

NAM：すべての約束と誓約は有効。過去の再検討会議でNWSがおったすべての約束と明確な約束の完全履行を(閉会会合、以下同じ)

ブラジル：過去の約束が選択的参照事項として扱われるようになっていることを懸念

南ア：過去の合意の再解釈・弱体化・後退の試みはNPTの一体性と信頼性への深刻な脅威。

アラブG：我々は、すべての約束が継続され、有効であるという事実を明確にしたい

アフリカG：1995年の再検討会議 および延長会議、2000年および2010年の再検討会議 において行われたコミットメントの有効性を再確認する。

NAC：最終草案の前文第5項および第3項、そして核兵器保有国による義務と過去の約束を完全に履行するという明確な約束が依然として有効であり、条約の信頼性にとって不可欠であるという声明を歓迎します。...NACは、2026年成果文書草案の軍縮に関する記述、あるいは同文書に含まれる第6条の義務および約束の履行に関するいかなる但し書きも、新たな基準または新たな常態とはみなさない。1995年、2000年、2010年に合意された決定および約束は影響を受けない。それらは、完全かつ効果的に履行されるまで有効であり続ける。

国際法遵守義務、核兵器の不使用と人道上の帰結

“viii. Reaffirm the obligation of all States at all times to comply with applicable international law, in particular the Charter of the United Nations and international humanitarian law,

1. Reaffirm that a nuclear war cannot be won and must never be fought, and the need to make every effort to avert the danger of such a war, and recall the unequivocal undertaking by the nuclear-weapon States to accomplish the total elimination of their nuclear arsenals leading to nuclear disarmament, in accordance with Article VI.

2. Express **deep** concerns about the catastrophic humanitarian consequences of **nuclear war**,”
(NPT/CONF.2026/CRP.4)

「viii. 適用される国際法、特に国連憲章および国際人道法をいかなる時も遵守するすべての国の義務を再確認する。

1. 核戦争に勝者はなく、決して戦ってはならないこと、及びその戦争の危険性を回避するためにあらゆる努力を払う必要性を再確認し、並びに、第VI条に基づき、核兵器国が各自の核軍備を完全な廃棄を達成し、核軍縮に至るという明確な約束を想起する。

2. 核戦争の壊滅的な人道上の帰結について深い懸念を表明する。」

- ・ 米：核戦争が破滅的な結果をもたらすことを認める一方で、核兵器のいかなる使用もそのような結果を招くという見解には同意せず。
- ・ 仏：核戦争の「危険」の付加を提案（回避の「緊急性」に代えて）
- ・ 米露英仏：2010年の文言よりも、NPT前文を主張
 - ・ 「核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとることが必要であることを考慮し、」(NPT前文1項)
- ・ 米英仏の共同ステートメント(主要委員会1)
 - ・ 「我々は条約第6条を含むNPT義務を引き続き履行しており、条約に基づく核兵器国として、核戦争の回避と戦略的リスクの削減を重大な責任と考えています。核戦争は勝てず、決して戦われてはならないと断言します。核戦争は広範な帰結をもたらすため、核兵器は存在し続ける限り防衛目的に機能し、侵略を抑止し、戦争を防ぐべきだと我々は断言します。」(パラ2)
- ・ オーストリアなど23カ国WP57「人道上の帰結」：核兵器爆発の即時的、中期的、長期的な影響は、これまで理解されていたよりもはるかに深刻。そのリスクは全人類の安全保障に関わる。

(参考) 人道上の帰結をめぐる文言の変遷

“2. **Express grave concerns about** the catastrophic humanitarian consequences of **the use of nuclear weapons**, and reaffirm the obligation of all States at all times to comply with applicable international law, in particular the Charter of the United Nations and international humanitarian law.”
(NPT/CONF.2026/CRP.2/Rev.3)

“iv. **Recognizing** the catastrophic humanitarian consequences of **any** use of nuclear weapons,” (NPT/CONF.2026/CRP.2/Rev.2)

“iv. Recognizing the catastrophic humanitarian consequences of any use of nuclear weapons, ” (NPT/CONF.2026/CRP.2/Rev.1)

“iii. *Recognizing* the catastrophic humanitarian consequences of any use of nuclear weapons, ” (NPT/CONF.2026/CRP.2)

TPNWへの言及

“12. Note that the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons was adopted on 7 July 2017 and entered into force on 22 January 2021, held its third Meeting of States Parties from 3 to 7 March 2025, and will hold its first Review Conference from 30 November to 4 December 2026.” (NPT/CONF.2026/CRP.4)

「核兵器禁止条約は2017年7月7日に採択され、2021年1月22日に発効し、2025年3月3日から7日まで第3回締約国会議が開催され、2026年11月30日から12月4日まで第1回再検討会議が開催される予定であることに留意する。」

- シリア: TPNW、ウィーン宣言、および第1回締約国会議における行動計画を歓迎(一般討論)
- ロシア: 安全保障上の利益を考慮していないとの観点から、否定(第5回MC1)
- 仏: 言及は受け入れられない(第7回MC1)
- TPNW諸国: NPTとの補完性、「効果的措置」の主張
- タイ: 今回の検討会議で成果が得られなかったことは、核軍縮と核不拡散体制への補完的な貢献である核兵器禁止条約(TPNW)の継続的な重要性を改めて浮き彫りにしている(閉会会合)
- パレスチナ: 合意が得られなかったことは、TPNWの重要性と正当性を裏付けるものであり、TPNWに加盟していないすべての国に対し、加盟を呼びかける(閉会会合)

人道上の影響とTPNWをめぐる論争

オーストリア

我々は、正当な安全保障上の懸念がNPT(核不拡散条約)に適切に反映される必要があるという点に同意します。そのためには、科学的に実証された事実を直視しなければなりません。第一に、核兵器がいかなる形で使用されれば、国境を越え、連鎖的かつ制御不能な壊滅的結果をもたらすという事実を明確に認識することです...第二に、明確に記録されているリスクと、それらが増大しているという事実を強調する必要があります。第三に、そして重要なことですが、核抑止理論は人間が作り出した概念であることを認識する必要があります。...歴史的事実は、これらの仮定のそれぞれに疑問を投げかけています。我々は、こうしたリスクと、たった一度の失敗がもたらす壊滅的な結果とを天秤にかける必要があります。核抑止に依存していない国々にとって、これはさらに深刻な非対称性を意味します。我々は、他国の安全保障ドクトリンの副産物として、透明性の欠如(あるいは皆無)、説明責任の不在、そして潜在的な壊滅的結果を受け入れるよう求められているのです。(第5回MC1)

透明性と説明責任の強化

- 強化された再検討プロセス (SRP, NPT/CONF.2026/CRP.4, OP37-43.)
 - 厳格な時間管理とサイクルの効率的機能の促進など (パラ37)
 - プロセスの調整と継続性 (パラ38)
 - 男女の平等な参加、幅広いステークホルダーの視点 (パラ39)
 - 行動計画実施についての報告書の提出 (パラ40)
 - 次回再検討会議でNWS報告書についての議論と意見交換の実施 (パラ41)
 - 非公開の全体会合での実施 (パラ42)
 - NNWSによる報告書についての議論と意見交換も非公開全体会合で実施。参加は任意 (パラ43)。
- 米国：閉会会合でSRPの分割採決を求めた
- 露中イランが反対
- 議長はコンセンサスなしとして採決せず

ポスト新START、NWS対話

「4. この点において、すべての核兵器国が核兵器の究極的かつ完全な全廃に至る過程において実質的な関与を行うことの重要性を認識し、核兵器国に対し、相互尊重と互いの安全保障上の利益および懸念の認識に基づく建設的な対話の追求を含む努力を行い、国際的な緊張を緩和し、国際の平和と安定を促進し、信頼を高め、戦略的リスクを低減するよう求め、また、このような関与は将来の軍備管理に関する議論を促進し、すべてにとって増大しかつ縮減しない安全という原則に基づき、核軍縮への進展に役立つ可能性があることに留意する。」(NPT/CONF.2026/CRP.4)

- 米：露中に交渉参加を求める
- 露：英米の参加も必要と主張 cf. 露報道官「対話の前提はない」([5/20タス通信](#))
- 中：米露の削減が条件。米は露提案を受け入れよ。戦略対話の「真の目的は、最大の核兵器保有国として核軍縮に対する特別な、そして主要な責任を回避すること」(一般討論)
- 米英仏：「全ての核兵器国に対し、相互の透明性を促進し、弾道ミサイル及び宇宙ロケット発射の通報メカニズムの確立や、核兵器国がゼロ収量基準を遵守することを確実にするためのあらゆる収量の核実験探知能力の向上を含む、核爆発実験監視に関する信頼醸成措置の追求といった具体的なリスク低減措置を採用するための多国間戦略安定協議に参加することを強く奨励」(主要委1でのP3共同声明)
- 米：「最も明確な成果は、核兵器国5カ国が、将来の軍備管理協議を促進する建設的な対話の追求を含む、実質的な関与に合意したこと」(閉会会合)
- 仏：「5核兵器国は、第一に、信頼醸成と戦略的リスクの低減に向けた実質的な対話を開始すること、第二に、軍縮努力に直接貢献できるリスク低減策を検討すること、という明確なコミットメントを表明しました。フランスは、この2点において、特に今夏から議長国を務めるP5プロセスを通じて、引き続きこの取り組みに全面的に貢献していきます。」(閉会会合)

リスク低減

「5. 核兵器が存在する限り核戦争のリスクは続くこと、及び戦略的リスク低減措置は核兵器の究極的かつ完全な全廃を目指す努力に代わるものではないが、重要であり貢献するものであることを強調し、第6条の実施の文脈において、核兵器国に対し、この点に関して万能な措置はないことを念頭に置きつつ、核戦争を防止し、国際的な緊張と戦略的リスク(誤算、誤解、または意思疎通の誤りのリスクを含む)を低減するために必要な自主的措置を検討するよう求め、並びに、そのような措置には、国の安全を害することなく、安全保障分野における根本的な矛盾に対処する努力、危機予防と緊張緩和、信頼、自信、予測可能性を構築する措置、関連する国際協定と取り決めの維持、ドクトリンに関する対話、危機コミュニケーション、軍事間の関与、自制宣言、新興技術に関連するリスクと利益に関する議論、非標的化、透明性、信頼構築措置などが含まれるが、これらに限定されないことを提案する。」
(NPT/CONF.2026/CRP.4)

- 多くの国が核使用リスク低減を求めた: WP12(16力国)、WP14(IGEP)、WP17(NAC)、WP26(NAM)、WP32(NPDI)、WP34(ストックホルム構想)、WP54(澳など)、WP67(ICRC)。
- ロシア: 戦略的リスクへの対応(WP39)
- 中国: 普遍的に適用可能な核透明性やリスク低減措置は存在しない(WP60)¹⁾

CTBT発効とモラトリアム

「7.包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効の目的は、あらゆる核実験爆発を終結させるための恒久的、非差別的、検証可能かつ法的拘束力のある義務を定めることであると再確認し、CTBTの30周年を想起し、CTBTの発効には附属書2に記載されている9か国による批准までの間、およびその重要性を留意しつつ、第10回検討会議以降、赤道ギニア、サントメ・プリンシペ、ソロモン諸島、スリランカ、パプアニューギニアによる批准、およびソマリアによるCTBTへの署名を歓迎し、核兵器国がCTBTを批准し、あらゆる核実験爆発に対する国内モラトリアムを維持し遵守する必要性を強調し、並びに国際監視システムおよび国際データセンターの暫定的な運用開始を称賛する。」(NPT/CONF.2026/CRP.4)

ゼロ・イールド問題

- 米：中の核実験実施を非難。当初、モラトリアム維持を表明せず。
- 中：実施を否定
- CTBTO準備委：CTBTの暫定実施(現地査察など)を提案
- 米英仏：あらゆる収量の核実験探知能力の向上を含む、核爆発実験監視に関する信頼醸成措置の追求といった具体的なリスク低減措置を採用するための多国間戦略安定協議を呼びかける

核実験再開と被害者援助・環境修復

「8.核爆発実験の再開に伴う環境上および人道上の危険は、国際平和と安全に対する深刻な脅威となり、新たな核軍備競争を引き起こすリスクがあることを想起し、核兵器の使用および核爆発実験によって影響を受けた人々やコミュニティへの援助、ならびに核兵器の使用および核爆発実験後の環境修復を求める声が高まっていることを認識し、この点に関して既に行われている努力を歓迎し、並びに締約国に対し、必要に応じて関与またはさらなる関与を行うよう求める。」(NPT/CONF.2026/CRP.4)

- ・ 澳、カザフ、キリバス等(WP62): 実験国の責任
- ・ 核の負の遺産問題に言及: WP27(NAM)、豪「技術的・科学的専門知識を共有する用意」(報告書21)、太平洋諸島フォーラム(報告書2)、WP50(カザフ等)
- ・ 12カ国共同声明(5/5): 実験国は援助の第1次的責任
- ・ アルジェ: 仏に対して核実験補償を求めた
- ・ 仏: 国内法(モラン法)による補償制度を回答

核共有・拡大核抑止

“20. Note the ongoing discussion regarding existing and evolving nuclear sharing and extended deterrence arrangements, and *emphasize* that sustained dialogue on issues relevant to the implementation of Articles I and II can contribute to strengthening the Treaty and its credibility, enhancing confidence, and advancing its objectives. » (NPT/CONF.2026/CRP.2/Rev.3)

「20. 現行および進化する核共有と拡大抑止体制に関する継続的な議論に留意し、並びに第I条および第II条の実施に関連する問題についての継続的な対話が条約とその信憑性を強化し、信頼を高め、その目的の推進に寄与できることを強調する。」(NPT/CONF.2026/CRP.2/Rev.3)

• 最終的に削除

- 露：NATOの核共有を懸念（報告書14）
- 中：核共有・拡大抑止の廃止を（WP60）
- NAM：核共有・拡大抑止は1条2条6条の明白な違反（WP 26）
- イラン：NATO核共有は1条2条違反、核使用の威嚇たる拡大核抑止政策はNPT目的と両立せず（WP69）
- 仏：前方抑止はNPTに合致（一般討論）
- 米：NATOの抑止態勢に関する「陳腐な議論」は注意をそらすもの（一般討論）
- NATO諸国：NPTに合致すると主張（NPTに先行する共有、管理の移譲はない、不拡散に寄与）

核兵器の先制不使用(NFU)

“59. Pending the total elimination of nuclear weapons, the Conference calls on all nuclear-weapon States to declare that they will not be the first to use nuclear weapons and to undertake doctrinal and force postures measures to this effect.”
(NPT/CONF.2026/CRP.2/Rev.1)

「59. 核兵器の完全な全廃までの間、会議はすべての核兵器国に対し、自らが最初に核兵器を使用する国ではないことを宣言し、そのためのドクトリン上の措置および戦力態勢上の措置を取るよう求める。」

- Rev. 2で削除

- 中国:P5による条約交渉か政治宣言を求める(WP60)
- NAM: 中間措置としての先行不使用政策を(WP26)
- IGEP: 核戦争リスク低減措置の緊急措置として(WP14)
- 澳など5カ国: 過渡的措置として先制不使用を(WP54)
- EU: 中国透明性の欠如は、同国の「先制不使用」政策の信頼性について深刻な疑念を招き、不信感を助長(一般討論)
- 米: 検証不可能な先制不使用(NFU)政策はリスク軽減に役立たない(第5回MC1)

不拡散義務の不遵守事例

「15. [締約国が条約の不拡散義務を遵守し、すべての保障措置義務の不遵守事例をIAEA憲章および当事国の法的義務に適時かつ完全に準拠して対応することの重要性を強調し、保障措置協定に基づく義務の未解決の不遵守およびそれが不拡散体制に及ぼす影響について深刻な懸念を表明し、保障措置義務の完全、適時かつ効果的な実施を通じて遵守に迅速に回帰することを求め、並びにこの文脈で、イランがいかなる核兵器も追求し、開発し、または取得することも決してできないことを強調する。]」

(NPT/CONF.2026/CRP.4)

- 最終案まで[]がついた
- 米イランの対立点

原子力施設の攻撃

「33. 核の安全及び核セキュリティを危うくし、人命及び環境に大きな危険をもたらす可能性があり、国連憲章及び国際人道法を含む国際法の違反について深刻な懸念を惹起する、専ら平和目的に寄与する核施設に対する攻撃または攻撃の威嚇について深刻な懸念を表明し、この問題に関連するIAEA総会決議および決定に留意し、すべての締約国に対し、国際法上の義務に従い、これらの施設に対する攻撃または攻撃の威嚇を差し控えるよう強く要請する。」

(NPT/CONF.2026/CRP.4)

- ロシア支配下のザポリージャ原発問題への言及の脱落

核軍縮の課題

- 今回の不採択の評価
- 3度続けての「失敗」の評価
- 「失敗」の背景
 - NWS間の対立
 - NWSとNNWSの対立
 - 核依存NNWSの役割と責任
- NPTの構造的課題
 - グランドバーゲン、3本柱のバランス
 - ネガティブ・リンケージによる水準低下は、核軍縮にあるか？
- 国家間の信頼回復
- 核軍縮義務の再評価
 - 国家間の双方向的義務から対世的義務へ、さらにその先へ
 - 完結義務をどう見るか？

核軍縮義務

“46. The Conference reaffirms that all States parties have a legal obligation under Article VI of the Treaty to pursue negotiations in good faith on effective measures relating to cessation of the nuclear arms race, to nuclear disarmament, and to bring to a conclusion, negotiations leading to a Treaty on general and complete disarmament in all its aspects under strict and effective international control.”
(NPT/CONF.2026/CRP.2)

“Article VI Each of the Parties to the Treaty undertakes to pursue negotiations in good faith on effective measures relating to cessation of the nuclear arms race at an early date and to nuclear disarmament, and on a treaty on general and complete disarmament under strict and effective international control.”

“There exists an obligation to pursue in good faith and bring to a conclusion negotiations leading to nuclear' disarmament in all its aspects under strict and effective international control.” (ICJ Nuclear Weapons Advisory Opinion, para. 105(2)F.)

情報源・参考文献

- 第11回NPT再検討会議公式サイト

<https://meetings.unoda.org/npt-revcon/treaty-on-the-non-proliferation-of-nuclear-weapons-eleventh-review-conference-2026>

<https://www.un.org/en/conferences/treaty-on-the-non-proliferation-of-nuclear-weapons-npt-2026>

- Reaching Critical Will

<https://www.reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/npt/2026>

- 山田寿則「2026年核不拡散条約再検討会議の現状と論点」核兵器をなくす日本キャンペーン・レポート、2026年4月24日

<https://nuclearabolitionjpn.com/archives/12196>

- 「山田寿則さんに聞く 成果文書の不採択が3回連続 世界の核軍縮はどうなりますか」週刊金曜日2026年6月26日号

- 「ひろしまレポート2026年版」(へいわ創造機構ひろしま(HOPe))

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshimaforpeace/about-h-report.html>

- 日本軍縮学会編『軍縮問題入門〔第5版〕』東信堂、2025年